

甲賀市立綾野小学校
いじめ防止基本方針

平成26年10月1日策定

令和8年4月1日改定

甲賀市立綾野小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義.....	- 1 -
3. いじめの禁止.....	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 3 -
学校の基本姿勢.....	- 3 -
（1）いじめの未然防止のための取組.....	- 3 -
（2）いじめの早期発見.....	- 4 -
（3）いじめへの対処.....	- 4 -
（4）家庭及び地域との連携.....	- 5 -
《家庭》.....	- 5 -
《地域》.....	- 5 -
（5）関係機関との連携.....	- 5 -
（6）パソコンやスマートフォン等を利用したいじめや性的ないじめへの対策	
6. 重大事態への対処.....	- 6 -
（1）重大事態の意味について.....	- 6 -
（2）事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 6 -
7. 基本方針の見直し.....	- 7 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 7 -
本校のストップいじめアクションプラン.....	- 10 -

甲賀市立綾野小学校 いじめ防止基本方針

平成26年(2014年)10月1日 策定

令和8年(2026年)4月1日 改定

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針(以下「学校の基本方針」という)を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して生き生きと学校生活を送れるよう、学校の内外を問わず、取り組まれなくてはならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置してはならないこと、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童が十分に自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行なう者(親権を行なう者のないときは、未成年後見人)をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童等、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童等との何らかの人的関係を指す。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. いじめの禁止

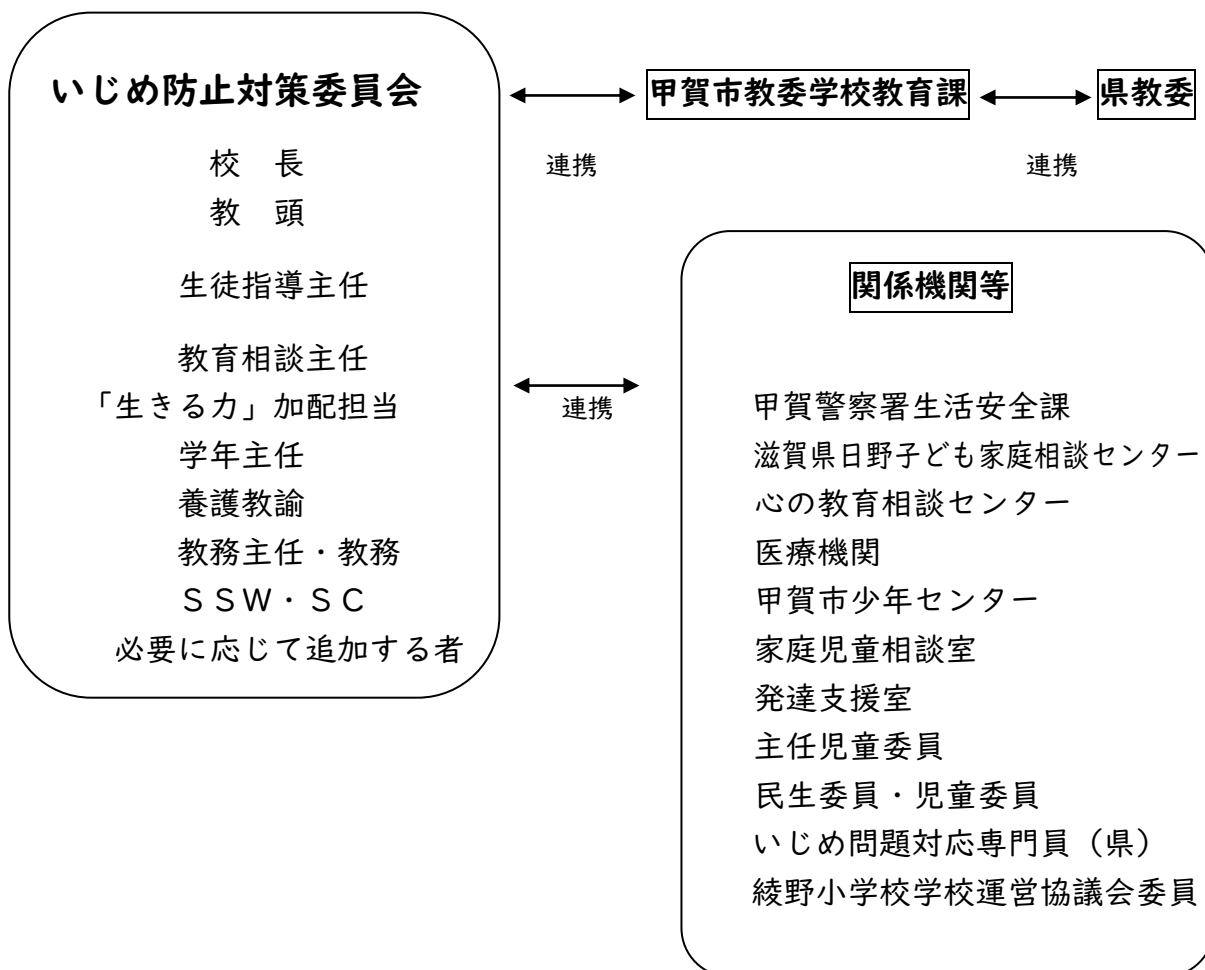
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4. いじめ防止等のための組織

「いじめ」は、いじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5. 学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、事案について絶えず情報交換(ファイルで情報共有)をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりで見取れるよう取組を進めていく。

また、パソコンやスマートフォン等を利用した書き込み等によるいじめは、大人の目に触れにくく、発見が困難である。学校における情報モラル教育を進め、保護者にはその危険性等についての理解が進むよう、計画的に講演会等を開催したり学校広報等で啓発したりすることで、保護者と連携・協力を図る。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。
 - ・ 毎月の思いやりの日の取組
 - ・ 道徳科資料の充実と道徳科授業の改善
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
 - ・ 日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行う。
 - ・ 授業や様々な活動において、積極的に発言する場の設定
 - ・ 計画委員会を中心とした、児童自らが行ういじめのない学校をめざす取組
- ③ 道徳科教育や特別活動、人権教育、及び体験活動、生徒指導・教育相談・道徳研修等の充実と共通理解を図る。
 - ・ レインボーフェスティバルの取組
 - ・ 特別支援教育や人権教育に係る研修の充実(学期1回)
 - ・ 外国籍児童に対する理解を深める取組
 - ・ 人権教育・道徳教育に係る授業公開
- ④ 「いじめを絶対許さない」指導の徹底を図る。
 - ・ 「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と言い切る指導の徹底
 - ・ 教職員間の対応を統一
- ⑤ いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための研修会を積極的に開催し、常に教職員の感性を磨き続ける。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① 休み時間や給食、掃除の時間、放課後等においても、積極的に声かけを行い、児童とのふれあいと信頼関係を構築し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ② 組織的に対応・取り組み、全教職員で未然防止、早期発見と早期対応にあたる。
- ③ 子どもを語る場の設定（職員会議）やケース会議、放課後等の時間を活用し学年児童の情報交換を行い実態把握に努める。
- ④ 簡易アンケートを含め、いじめに関するアンケートを毎月1回実施し、結果によっては迅速かつきめ細かな対応を行う。
- ⑤ 子どもと語る会（個人面談）を実施し、児童の実態把握に努める。
- ⑥ 地域や家庭、市教委や家庭児童相談室など関係機関との連携を密に児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事情を聞き取り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携をして、適切な支援や情報の共有や、具体的な今後の取組方策の策定等を行う。その際、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを知らせた児童生徒の安全確保を最優先にしながら対処する。

- ① いじめを発見したとの訴えを聞いた者はすぐに学年主任、生徒指導主任、教務及び管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を開き、組織的対応をする。
- ② 被害児童、加害児童、関係児童に速やかに事実確認を行う。（被害児童を守り通す。）
- ③ 加害児童については、特にいじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任について気づかせ、自覚させる。
- ④ 学級等の関わった集団については、再度「子どものアクション」を確認し、傍観者にいじめをなくすための行動が取れるように指導する。
- ⑤ 対応策等について、全教職員が共通理解すると共に、関係児童の保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ⑥ 教育委員会へ適切に連絡・相談をする。（事案に応じて、関係機関との連携を図る。）
- ⑦ 事案の一定の終結後も、関係児童の見守りを怠らない。

少なくとも以下2つの要件が満たされている時、いじめが「解消している」状態とする。

- ① いじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること
- ② 被害児童本人及び保護者に対して面談等により確認できていること

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや学年通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等に関する研修の充実を図る。

《地域》

綾野小学校学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員・児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 綾野小学校学校運営協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

(6) パソコンやスマートフォン等を利用したいじめや性的ないじめへの対策

パソコンやスマートフォン等を利用したインターネット上のいじめは、拡散し消去することが極めて困難なため深刻な影響を及ぼすことや、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童に理解させる取を行う。加えて、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめについては、関係機関と連携し、実態把握を行うとともに迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努める。また、子どもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もある。そのため性的ないじめを一種の遊びと捉えて行ってしまう危険性がある。性的ないじめはいじめを受けた児童生徒を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、即時に対応し行為の重大性を指導する。「命の安全教育」や様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童の発達の段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っていく。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間（3日を目安に）、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから(いつ頃から)か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性や複合性について、遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合があっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立綾野小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	<p>■年度当初に当たり、各学級にて「いじめを絶対に許さない」「いじめられた子を守り通すこと」を明言する。</p> <p>○縦割色別高学年集会</p> <p>□△保護者との学級・学年懇談会</p>	<p>■●P T A総会にて、「綾野小学校ストップいじめアクションプラン」を配布し、説明する。</p> <p>◇第1回綾野小学校学校運営協議会</p>
5月	<p>○全校色別縦割活動</p> <p>○全校縦割クリーン作戦</p>	
6月	<p>■いじめアンケートの実施と全児童対象教育相談</p> <p>□支援学級担任と通常学級担任との交換授業</p> <p>□子どもを語る会：全校児童の情報交換</p>	<p>◇民生委員、児童委員等との懇談会：懇談を通して、地域での子どもの様子の交流</p> <p>△レインボーフェスティバル</p>
7月	<p>○色別クリーン作戦</p> <p>□△保護者との学級懇談会</p> <p>□○分団児童会</p>	<p>◇第2回綾野小学校学校運営協議会を通して、地域での子どもの様子の交流</p>
8月	<p>□滋人教夏季学習会参加</p>	

9月	<p>■学期始めに当たり、各学級にて「いじめを絶対に許さない」「いじめられた子を守り通すこと」を明言する。</p> <p>○縦割掃除</p>	
10月	<p>○縦割色部応援練習</p> <p>■いじめアンケートの実施と教育相談月間</p>	
11月	<p>▲人権公演・映画会</p>	<p>▲人権公演、多文化理解・交流</p>
12月	<p>■人権週間及び人権講話</p> <p>■▲保護者との個別懇談会</p> <p>□○分団児童会</p>	<p>■保護者対象「学校アンケート」を実施し実態の把握に努める。</p> <p>◇第3回綾野小学校学校運営協議会：懇談を通して、地域での子どもの様子の交流</p>
1月	<p>■学期始めに当たり、各学級にて「いじめを絶対に許さない」「いじめられた子を守り通すこと」を明言する。</p>	
2月	<p>■いじめアンケートの実施と関係児童対象の教育相談</p> <p>□子どもを語る会：全校児童の情報交換</p>	<p>◇第4回綾野小学校学校運営協議会：懇談を通して、地域での子どもの様子の交流</p>
3月	<p>□○分団児童会</p> <p>○縦割遊び</p>	
年間	<p>■月1回「思いやりの日」の設定：よいところ見つけや講話</p> <p>■職員会議での児童理解・情報共有</p> <p>●全校集会等での児童会発表の機会確保</p> <p>□障害児・者理解教育の啓発・発信：特別支援教育</p> <p>□大空教室の啓発・発信：国際理解</p> <p>■児童に簡易アンケートの実施（いじめアンケート未実施月）し、学年内で交換し合う。</p>	<p>▲PTA地域安全部による巡回指導（愛のパトロール）</p> <p>◇ボランティアによる本の読み聞かせによる児童の心の耕し</p> <p>△各学年年1回の親子活動</p> <p>△人権研修会への参加</p>

<p>□人権学習会への参加</p> <p>■学期に1回以上は、いじめ防止対策委員会を開催</p>	
--	--

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

綾野小学校ストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない学校づくり



教職員のアクション

「いじめを絶対許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める

- ・「いじめを絶対許さない」指導の徹底を図る。
- ・いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための研修会を積極的に開催する。
- ・生徒指導研修・教育相談研修・道徳科研修を行い、共通理解と指導を図る。
- ・人権教育研修・道徳科研修を行う。
- ・人権教育・道徳教育の推進と授業公開を行う。
- ・特別支援教育研修を行う。

子どものSOSを見逃さない（未然防止、早期発見と早期対応）

- ・休み時間、昼食時、放課後等、子どもとふれあい、信頼関係構築に努める。
- ・組織的に取り組み、全教職員で未然防止、早期発見と早期対応にあたる。
- ・子どもを語る場の設定（職員会議）の実施やケース会議を行い実態把握に努める。
- ・子どもと語る会（個人面談）（学期1回）の実施をする。
- ・いじめに関するアンケートの実施（学期1回）を行い、実態把握に努める。
- ・市教委、家庭児童相談室など関係機関との連携を密にする。

現状と改善における

- ・毎月1回児童への簡易アンケートを実施し、子どもの実態を把握し、SOSを見逃さないようする必要がある。
- ・事案に関する情報を常に共有し合うとともに、校内研修等により、常に教職員の感性を磨き続ける必要がある。
- ・学級集団、縦割り活動等により様々な集団活動を通して、子ども自身の自己肯定感を醸成していく。



子どものアクション

みんな なかよく 笑顔のたえない あやのっ子

全校・全校集会での取り組み

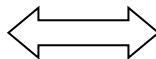
- ① 思いやりの日
- ② 児童会発表（全校集会や校内放送）

児童会によるいじめ根絶運動の推進

- ① 標語づくりやポスター作成
- ② あいさつ運動

集団作り

- ① ハッピータイム（毎朝）
- ② クラスタイム（集団遊び）（水曜日）
- ③ 縦割り活動



家庭・地域の連携とアクション

保護者 学校 地域 心をつなぐ綾野小PTA

研修会の実施

- ① PTA総会やPTA研修などでの周知
- ② 人権研修会・PTA研修会
レインボーフェスティバル
- ③ 綾野小学校学校運営協議会での、いじめ問題に関する協議

啓発活動の実施

- ① 愛のバトロール
- ② 家庭・地域への啓発、点検活動

早期発見と防止・早期対応

- ① アンケート調査実施
- ② 個別懇談会・学級懇談会の実施